

お 願 い

道路交通法の改正により、平成20年6月1日からは後部座席におけるシートベルトの着用が義務化され、バスのお客様につきましてもシートベルトの着用義務の対象となります。

もとより安全運転に徹しておりますが、昨今の交通事情からして万が一のことが生じないとも限りませんので、法律の趣旨をご理解いただきまして、シートベルトを必ず着用下さいますようお願い申し上げます。

社 団 法 人 青 森 県 バ ス 協 会
青 森 県 警 察 本 部
国土交通省東北運輸局青森運輸支局
社団法人全国旅行業協会青森県支部